

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行 東京都

内)

## 告示

## 目次

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局多摩環境事務所環境改善課）……一

## 公示

- 優良映画等の推奨……（生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課）……二
- 都市計画の図書の総覧（二件）……（都市整備局都市づくり政策部都市計画課）……二
- ……（都市整備局都市づくり政策部都市計画課）……二

## 告示

## ●東京都告示第二百二十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月十八日

一 要措置区域 別図のとおり（国分寺市本多五丁目地  
東京都知事 小池百合子

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講すべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め



別図

22度39分16.61秒



起点

国分寺市本多  
五丁目223番5

## 【凡例】

--- 単位区画

— 調査範囲

■ 要措置区域

## 【起点】

起点は、国分寺市本多五丁目223番5の最北端とする。

## 【格子の回転角度(22度39分16.61秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年 東京都条例第百八十一号）第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

令和七年三月十八日

東京都知事 小池百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四九七 映画 私の親愛なるフレバオ  
シム・ヒヨンジュン、  
トーマス・コー

青少年を健全に育成する上  
で有益であると認める。

## 都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和七年三月十八日

東京都知事 小池百合子

## 都市計画の種類 都市計画の決定の告示

東京都市計画第一種市街地再開令和四年十月二十日千代田区告示第九十  
一  
発事業  
富士見二丁目  
三番地区第一種市街地再開  
發事業

東京都市計画地  
区  
号  
令和六年十月十日港区告示第三百七十一

公 告

環状第四号線 沿道高輪地区 地区計画	東京都市計画地 令和六年三月一日墨田区告示第九十一号 隅田川沿川廻 橋周辺地区地 区計画	東京都市計画特 定街区 令和六年三月一日墨田区告示第九十二号 本所一丁目特 定街区	東京都市計画高 度地区 令和六年十月十日港区告示第三百七十二 号	東京都市計画生 産緑地地区 令和六年十二月三日練馬区告示第六百五十五号 第一号北野清 掃工場
都市計画の種類 都市計画の変更の告示	東京都知事 小池百合子 都市計画の種類 都市計画の変更の告示	東京都知事 小池百合子 都市計画の種類 都市計画の変更の告示	東京都知事 小池百合子 都市計画の種類 都市計画の変更の告示	東京都知事 小池百合子 都市計画の種類 都市計画の変更の告示
東京都市計画高 度利用地区 令和三年六月十八日千代田区告示第五十 六号	東京都市計画高 度利用地区 令和六年十二月十日中央区告示第三百五 十六号	東京都市計画高 度利用地区 令和六年十二月十日中央区告示第三百五 十六号	東京都市計画高 度利用地区 令和五年十二月十五日八王子市告示第四 百二十一号	東京都市計画高 度利用地区 令和六年十二月三日練馬区告示第六百五 十五号
八重洲二丁目 地区地域冷暖 房施設	八重洲二丁目 地区地域冷暖 房施設	八重洲二丁目 地区地域冷暖 房施設	八重洲二丁目 地区地域冷暖 房施設	八重洲二丁目 地区地域冷暖 房施設
武藏小金井駅 北口駅前東地 区第一種市街 地再開発事業	武藏小金井駅 北口駅前東地 区第一種市街 地再開発事業	武藏小金井駅 北口駅前東地 区第一種市街 地再開発事業	武藏小金井駅 北口駅前東地 区第一種市街 地再開発事業	武藏小金井駅 北口駅前東地 区第一種市街 地再開発事業
小金井都市計画 地区計画 百六十二号				
東京都市計画生 産緑地地区 東京 都市計画生 産緑地地区				
東京都市計画生 産緑地地区 東京 都市計画生 産緑地地区				
東京都市計画地 区計画 第五百九 十九号				
大山駅東地区 地区計画	大山駅東地区 地区計画	大山駅東地区 地区計画	大山駅東地区 地区計画	大山駅東地区 地区計画
東京都市計画緑 地 第百三号おく らやまの森緑 地				
都市計画の図書の縦覧について	都市計画の図書の縦覧について	都市計画の図書の縦覧について	都市計画の図書の縦覧について	都市計画の図書の縦覧について
都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十二条第二 項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係 区市から次の都市計画の図書の送付があつたので、同法第 二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規 定により縦覧に供する。	都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十二条第二 項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係 区市から次の都市計画の図書の送付があつたので、同法第 二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規 定により縦覧に供する。	都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十二条第二 項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係 区市から次の都市計画の図書の送付があつたので、同法第 二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規 定により縦覧に供する。	都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十二条第二 項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係 区市から次の都市計画の図書の送付があつたので、同法第 二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規 定により縦覧に供する。	都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十二条第二 項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係 区市から次の都市計画の図書の送付があつたので、同法第 二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規 定により縦覧に供する。

発行  
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
○三(五三二二)一一一二(代)  
郵便番号 163-8001

定価  
一本号  
(郵送料を含む。) 三〇円  
六、六〇〇円

印刷所  
電話 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一  
○三(五二七六)〇八一一(代)  
郵便番号 101-0051